○経済産業省環境省令第六号

地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和六年法律第五十六号）の一部及び地球温暖化対策の推進に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和七年政令第三百二十七号）の施行に伴い、国際協力排出削減量口座簿の運営等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年十二月二十六日

経済産業大臣　赤澤　亮正
環境大臣　石原　宏高

国際協力排出削減量口座簿の運営等に関する省令の一部を改正する省令

国際協力排出削減量口座簿の運営等に関する省令（令和七年経済産業省環境省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改正後	改正前
（法人等保有口座の記録事項） **第三条**　法第四十九条第二項第二号の主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。 一～五　（略） （法人等保有口座の開設の申請） **第四条**　法第五十条第三項の申請書の様式は、様式第一のとおりとする。 ２　法第五十条第三項の主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。 一～四　（略） ３　法第五十条第四項の主務省令で定める書類は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類その他環境大臣及び経済産業大臣が必要と認める書類とする。 一・二　（略） （変更の届出） **第五条**　法第五十一条第一項の規定による届出は、様式第二による届出書によってしなければならない。 ２　（略） （振替手続の申請方法） **第六条**　法第五十二条第二項の主務省令で定める方法は、電子情報処理組織を使用する方法のうち、次の各号のいずれかに該当するものとする。 一・二　（略） （申請による国際協力排出削減量の振替を行わない場合） **第七条**　法第五十二条第四項の主務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。 一　令第十条に規定する国際協力排出削減量についての処分の制限に関する事項の記録がある国際協力排出削減量の振替の申請である場合 二～六　（略） ２　（略） （信託の記録の申請） **第八条**　令第十一条第一項の申請（同項第二号に掲げる場合を除く。）は、様式第三の申請書によってしなければならない。 ２　（略）	（法人等保有口座の記録事項） **第三条**　法第五十七条の八第二項第二号の主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。 一～五　（略） （法人等保有口座の開設の申請） **第四条**　法第五十七条の九第三項の申請書の様式は、様式第一のとおりとする。 ２　法第五十七条の九第三項の主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。 一～四　（略） ３　法第五十七条の九第四項の主務省令で定める書類は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類その他環境大臣及び経済産業大臣が必要と認める書類とする。 一・二　（略） （変更の届出） **第五条**　法第五十七条の十第一項の規定による届出は、様式第二による届出書によってしなければならない。 ２　（略） （振替手続の申請方法） **第六条**　法第五十七条の十一第二項の主務省令で定める方法は、電子情報処理組織を使用する方法のうち、次の各号のいずれかに該当するものとする。 一・二　（略） （申請による国際協力排出削減量の振替を行わない場合） **第七条**　法第五十七条の十一第四項の主務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。 一　令第二十一条に規定する国際協力排出削減量についての処分の制限に関する事項の記録がある国際協力排出削減量の振替の申請である場合 二～六　（略） ２　（略） （信託の記録の申請） **第八条**　令第二十二条第一項の申請（同項第二号に掲げる場合を除く。）は、様式第三の申請書によってしなければならない。 ２　（略）